

2025 年 5 月 19 日

各 位

会社名 ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社

代表者名 代表取締役社長 松田 泰秀

(コード番号：366A 東証グロース市場)

問合せ先 取締役 佐々木 雅之

(TEL 03-5544-9898)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 550,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定 (2025 年 6 月 3 日の取締役会で決定する。)
- (3) 払 込 期 日 2025 年 6 月 22 日 (日曜日)
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2025 年 6 月 12 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村證券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2025 年 6 月 12 日に決定する。)
- (7) 申 込 期 間 2025 年 6 月 13 日 (金曜日) から
2025 年 6 月 18 日 (水曜日) まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 6 月 23 日 (月曜日)
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 949,600 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 1 号
SOMP0 ホールディングス株式会社 501,600 株
P0 Box 309, Ugland House, Grand
Cayman, KY1-1104, Cayman Islands 448,000 株
LHP Holdings, L.P.
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社、株式会社 S B I 証券、みずほ証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、松井証券株式会社及び東海東京証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 224,900 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号
野村證券株式会社 224,900 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 224,900 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記 1. における払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 2025 年 7 月 23 日（水曜日）
- (4) 払 込 期 日 2025 年 7 月 24 日（木曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2025 年 6 月 12 日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村証券株式会社に割当て。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定（上記１．における引受価額と同一とする。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記３．に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数	普通株式	550,000株	
② 売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し	949,600株
		オーバーアロットメントによる売出し	224,900株

(※)

(2) 需要の申告期間 2025年6月5日(木曜日)から
2025年6月11日(水曜日)まで

(3) 価格決定日 2025年6月12日(木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2025年6月13日(金曜日)から
2025年6月18日(水曜日)まで

(5) 払込期日 2025年6月22日(日曜日)

(6) 株式受渡期日 2025年6月23日(月曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村證券株式会社が当社株主である SOMPO ホールディングス株式会社及び LHP Holdings, L.P. (以下、「貸株人」と総称する。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年5月19日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 224,900株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村證券株式会社は、2025年6月23日から2025年7月18日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	5,448,200株	
公募による増加株式数	550,000株	
第三者割当増資による増加株式数	224,900株	(最大)
増加後の発行済株式総数	6,223,100株	(最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 1,230,200 千円(*)は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 506,924 千円(*)と合わせて、設備資金として①システム開発費に 1,000,000 千円、運転資金として②人材採用及び採用経費に 300,000 千円及び③システム利用費に 200,000 千円を充当する予定であります。

①システム開発費

当社では、下記 2 件のシステム開発を予定しております。

- ・健診ソリューション事業における基幹システムを SaaS プラットフォームに刷新・開発

健診ソリューション事業では、2017 年 3 月期に、現行の基幹システム及び顧客向けサービスシステムをリリースし、全国の医療機関での健康診断の予約手配から予約進捗状況の可視化、健康診断結果の納品、請求書情報等の閲覧等を可能としています。しかしながら、現行システムも本稼働から約 8 年が経過し、システムの老朽化や顧客ニーズの多様に伴う運用の複雑化や負荷が増大しております。

基幹システムの刷新をすることで、医療機関の健康診断業務の管理や受診者の健康診断結果のデータ連携、医療機関及び顧客への請求支払業務の効率化、顧客や医療機関が求めるサービスを迅速に提供することで、顧客満足度の維持拡大を予定しております。また、業務の効率化や省人化を実施することで、ネットワーク健診サービスに係るコスト低減を図り、収益力の向上を予定しております。

この開発を目的に 300,000 千円(2026 年 3 月期に 100,000 千円、2027 年 3 月期に 100,000 千円、2028 年 3 月期に 100,000 千円)を充当する予定であります。

- ・健康管理クラウド事業におけるプロダクトの多機能化開発

健康管理クラウド事業における現在の主要プロダクト「Growbase」は、企業における労働安全衛生法等に基づく産業保健業務に対応した従業員の健康管理システムとして、主に従業員規模で 1,000 名を超えるような大企業等で広く導入いただいております。今後も市場深耕を進めてまいります。そのために、健康管理における近接領域を含め、「Growbase」の多機能化を行い、労働安全衛生法による法令対応等に即した機能及び組織分析や E-Learning 等の顧客からの要望に対応すべく、追加機能開発を行うことを予定しております。さらなる利便性を高めることや顧客満足度向上を図り、新規顧客の獲得及び既存顧客からの顧客単価向上を計画しております。

この開発を目的に 700,000 千円(2026 年 3 月期に 250,000 千円、2027 年 3 月期に 250,000 千円、2028 年 3 月期に 200,000 千円)を充当する予定であります。

②人材採用及び採用経費

上記の開発に加え、人材採用及び採用経費への充当を予定しております。人材採用に

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

については、当社の成長戦略を加速するために必要な人材として、生成 AI を活用した DX 推進人材、データマネジメント人材、ウェルビーイング経営を推進する CX 及びコンサル人材等の事業を牽引する人材採用及び採用経費として、300,000 千円（2027 年 3 月期に 150,000 千円、2028 年 3 月期に 150,000 千円）を充当する予定であります。

③システム利用費

上記①の通り、健診ソリューション事業の基幹システムの刷新を予定しております。当社、当社顧客、提供医療機関が利用するライセンスに係る費用をシステム利用費として 200,000 千円（2027 年 3 月期に 100,000 千円、2028 年 3 月期に 100,000 千円）を充当する予定であります。

なお、残額については、運転資金として将来における当社クラウドサービスの成長のための支出又は投資に充当する方針であります。

具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 2,450 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保の使途につきましては、今後の事業展開への備えとシステム開発費用として投入していくこととしております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を行っていく方針であります。

(4) 過去の 3 決算期間の配当状況

	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	81.30 円	102.83 円	124.88 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	24.40 円 (- 円)	30.86 円 (- 円)	37.47 円 (- 円)
実績配当性向	30.0%	30.0%	30.0%
自己資本当期純利益率	25.0%	26.0%	25.9%
純資産配当率	7.5%	7.8%	7.8%

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。
3. 当社は、2022 年 2 月 17 日付で株式 1 株につき 200 株の株式分割を行っておりますが、2022 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1 株当たり当期純利益を算定しております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、貸株人及び売出人である SOMP0 ホールディングス株式会社及び LHP Holdings, L.P. は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2025 年 12 月 19 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し及び上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨合意しております。

さらに、当社株主である株式会社アドバンテッジ リスク マネジメント、株式会社ベルシステム 24 ホールディングス、伊藤忠商事株式会社及び伊藤忠テクノソリューションズ株式会社並びに当社新株予約権者である松田泰秀、佐々木雅之及び当社従業員等 62 名は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の 2025 年 9 月 20 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2025 年 12 月 19 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記1.の公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2025 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。